

焼津市農業委員会 1 2 月総会議事録

1 日時

令和4年12月15日(木) 午後2時 ~ 午後2時50分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
第5号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
第2号 農地法第4条の規定による許可について
第3号 農地法第5条の規定による許可について
第4号 非農地証明の交付について
第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年 12 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。5 番深津三郎委員、15 番杉本芳郎委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 5 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 5 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 5 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 5 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 11 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号、番号 11 を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>申請地は、静浜幼稚園下藤分園より南東へ約 800 m に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 田中徳秀	<p>詳細は事務局の説明のとおりです。現在譲受人は申請地を借地として水稻栽培を行ってきていまして、今回購入することとなりました。</p> <p>12月3日現地調査を行いまして、申請者は認定農業者でもあり、さらに優良農家と認められることから許可相当と判断いたしました。</p>

	ご審議のほど、よろしく申し上げます
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号11は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号11を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号11を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、駿河西病院より南西へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中根新田の農地4,824㎡について、貸駐車場の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地の近隣にあります病院から、申請地について駐車場として賃貸の申し入れがあり、これに応じて自身が所有する申請地と、隣接している他者所有の農地2筆を借り受け、あわせて一体で貸駐車場として整備し、病院駐車場として使用するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は道路、南側は水路と田、東側は宅地と雑種地と水路、西側は宅地と道路と田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 増田龍治	<p>今月12月3日に大富地区農業委員で現地調査を行いました。</p> <p>現状は非常に広い田んぼでありますけれども、この区画一帯を貸駐車場にしたいということです。</p> <p>先ほど事務局の方から説明がありましたように、北側が道路、西側が広場と農地及び宅地、南側は水路と田、東側は事業所といった状況でありまして、今回の転用によって周辺農地へ与える影響は非常に少ないと考えられますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p>

	<p>異議なしと認め、議案第2号、番号11を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号の番号12を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号12を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大井川河川敷運動公園陸上競技場より東へ約600mに位置する第3種農地です。</p> <p>本件は、相川の農地55㎡について、農家住宅への進入路に転用したいという申請であります。</p> <p>申請地は申請人の住宅及び農業用倉庫に隣接しておりますが、道路から住宅への進入が困難であるため、申請地を進入路として利用することで利便性の向上を図るべく、今般の申請にて住宅敷地の拡張を行おうとするものです。</p> <p>申請地の北側及び南側は申請人所有の田、東側は申請人の住宅敷地で宅地、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。</p> <p>なお、農地として使用されていないため、始末書が提出されています。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。自宅への進入路として使用したいという転用です。</p> <p>昭和44年に自宅母屋の改築がありまして、それ以前まで使用していた雑種地の進入路から侵入できなくなり、今回の申請地を進入路として使うようになったという経緯があります。</p> <p>今までそうして使ってきたため、始末書の提出もあり、周辺農地への影響もないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号12を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号12を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号35を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号35を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東名高速道路焼津ICより西へ約700mに位置している</p>

	<p>第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、越後島の農地1, 500㎡について、工場敷地の拡張のため、転用したいという申請であります。</p> <p>賃借人は申請地の東側隣接地及び南側に工場を有し、金属加工業を行っておりますが、近年の業務繁忙に対応するため、業務の拡張をたく計画していたところ、賃貸人より賃借の承諾を得たため、申請地東側の自己所有地にある既存の施設の拡張にて、新設の工場を申請地に建設したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は賃借人所有の宅地、西側は田、北側は水路、南側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>12月5日に焼津地区の委員で現地調査と審査をさせていただきましたが、工場拡張のため隣地である農地を確保し転用したいとのことです。</p> <p>この土地の南側は道路、西側が畑、北側が水路、東側が申請者所有の工場敷地となっておりまして、この工場敷地と申請地を一体で利用することで利便性の向上を図りたいとのことです。</p> <p>他の農地への影響も少なく、また、3種農地であるため、条件を満たせば許可になるということですが、土地利用や都市計画法等の許可も必要になるということでもあります。</p> <p>西側の農地の所有者並びに耕作者に対しても、しっかりと工事のことについて説明して欲しいと申し伝えてあります。</p> <p>地区審査では許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号35を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号35は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号36を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号36を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、駿河西病院より南西へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p>

	<p>本件は、中根新田の農地788㎡について、貸駐車場の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>先にお諮りいただきました議案第2号番号11のとおり、賃借人においては、賃貸人が所有している2筆の農地を借り受け、自身の農地7筆とあわせ一体にて貸駐車場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>なお、貸駐車場については近隣にあります医療法人が職員駐車場として借り受ける予定であります。</p> <p>申請地の北側は田、南側は道路と水路、東側は田、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>先ほどの議案第2号番号11と一体の転用ですが、所有者が異なっているということで、今回のような形での転用となりました。</p> <p>近隣の病院への貸駐車場とするということですが、借りる病院では現在非常に職員数が増えている、職員の車は病院敷地内の本来は患者さんが停めるべきところに停めている状況ですので、駐車場が非常に不足していることがわかってと思います。</p> <p>農地への影響も軽微であるため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号36を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号36は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号37を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号37を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市中新田配水場より北西へ約700mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中新田の農地271㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は他所にて借家住まいであります、住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は田、南側及び東側は道路、西側は貸人所有の畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住</p>

	<p>宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>こちらも12月3日に大富地区委員で現地調査を行いました。現状は、今、事務局の方からは詳細に説明いただいたとおりです。</p> <p>周辺農地への影響等も非常に軽微なものと判断できます。北側には田がありますが、給排水等は十分できている状況ですので、申請地を宅地としましても、そちらの方への影響は非常に少ないと思われまますので、大富地区では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号37を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号37を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号38を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号38を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大井川河川敷運動公園陸上競技場より東へ約600mに位置する第3種農地です。</p> <p>本件は、相川の農地99㎡について、販売用コンテナ展示場敷地の拡張のため転用したいという申請であります。</p> <p>賃借人においては、先に申請地の北側に隣接する相川1151番2についての転用許可を受け、販売用コンテナの展示場の敷地として利用しているところではありますが、少し狭いため、申請地についても土地使用者に賃貸借の承諾を得たため、展示場敷地の拡張を図りたく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は雑種地、南側は賃貸人所有の畑、東側は道路、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p>

7 番	<p>この案件は、10月の総会のときに許可をした、コンテナ展示場の敷地拡張として、隣接地を転用したいという案件です。</p> <p>現地確認を行いました、申請自体は特に問題はありませんでしたので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号38を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号38を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号39を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号39を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大井川中学校より北西へ約100mに位置する第1種農地です。</p> <p>本件は、下江留の農地169㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は藤枝市にて借家住まいであります、住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は田、南側は雑種地、東側は道路、西側は貸人所有の自宅敷地で宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷逸穂	<p>12月4日に相川地区委員で現地確認を行いました。</p> <p>現地確認の際は、使用貸人の立会いのもとに説明を聞きました。今事務局より説明があったとおりであります、使用借人である息子は現在、他市のアパートに夫婦で住んでいて子供を出産しましたが、育児をするにあたって住居が手狭になり、今般の申請に及んだそうです。</p> <p>排水関係については、申請地の前に側溝があり、そこへ排水するというところで、周辺農地へ影響を及ぼすことはありません。</p> <p>地区審査では許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号39を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号39は許可することに決定しました。次に、議案第4号「非農地証明書の交付について」の番号2を審議します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、東名高速道路及び国道150号線の日本坂トンネルより南へ約700mに位置する市街化調整区域内の農地であります。</p> <p>現地を確認したところ、現況は農地ではなく、耕作されない状況が続いたことにより山林化していることが確認できました。</p> <p>山林化に至った経緯といたしましては、耕作地への道が崩壊し、耕作及び土地の管理が困難となったことによるものであります。</p> <p>今回の案件につきましては、現況は山林化しており、山林化した状態も既に10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局では判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 4番	<p>前のスライドの写真にありますように、山の中で申請地へ行くための道がわからない、そんな状況です。申請人に現地まで連れて行ってもらい確認をしました。</p> <p>山の急傾斜地というような場所にありまして、歩くのは危ないような状態のところでした。過去畑として使っていたというのは、石垣等から辛うじてわかる程度です。通路が崩壊して、20年以上前から山林のような状態だということです。</p> <p>こうした現状から、地区審査では非農地とすることもやむを得ないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号2を原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号の番号2を原案のとおり承認し、証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号3を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第4号、番号3を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大井川河川敷運動公園陸上競技場より東へ約600mに位置する第3種農地です。</p> <p>現地を確認したところ、現況は農地ではなく、農業用倉庫兼部屋1棟及び農業用倉庫2棟の敷地として利用されていることを確認しました。</p> <p>また、昭和51年の線引き前に撮影された航空写真にて当時の利用状況を確認したところ、申請地は既に農業用倉庫等の3棟の敷地として利用されていたことが確認されました。</p> <p>今回の案件につきましては、線引き前より農業用倉庫等の敷地として利用され、現在においては農業用倉庫等の敷地として10年以上が経過しており、農地への復元が容易でないと判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局では判断いたしました。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、経過及び始末書の提出があります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>現在の所有者である申請人は、建物が建っていることについての経緯はあまり把握していないようで、先代が建てたものだそうです。今回申請人が相続をした際に、許可を取っていないことが判明したということで、今回申し訳ないが非農地として認めてもらいたいということでした。</p> <p>建物についても先ほどの事務局の説明のとおり線引き当時の航空写真でも確認できましたので、今回証明することはやむを得ないと判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号3を原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号の番号3を原案のとおり承認し、証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするも</p>

	<p>のであります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年12月総会を終了します。</p>